

表 1-4 各国(地域)の電波防護規制 (1)

国(地域)名		米国	カナダ	フィンランド	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク
規制制定の政府機関		FCC (連邦通信委員会)	連邦保健省、連邦産業省、 連邦人材開発省	社会政策・保健省	環境維持開発省(放射線防護機 関)、産業・雇用・通信省	保健省、運輸・通信省(郵便・ 電気通信機関)	デンマーク保健局、 科学・技術・革新省
規制の 種類	公衆ばく露	法的規制	法的規制	法的規制	・勧告(自主規制) ・マイクロ波乾燥規則 (法的規制)	法的規制	法的規制
	職業ばく露	法的規制	法的規制	法的規制	法的規制	法的規制	勧告 (ICNIRP ガイドライン適用)
規制の根拠		・NCRP ガイドライン ・SAR:ANSI/IEEE 規格	独自 IEEE, ICNIRP 等参考	EU 理事会勧告 (ICNIRP ガイドライン)	・勧告:EU 理事会勧告 (ICNIRP ガイドライン) ・職業ばく露:IRPA/INIRC	EEA(欧州経済地域)協定 EU 理事会勧告(ICNIRP)	EU 指令 1999/5/EC EU 理事会勧告(ICNIRP)
電波防護規制の 法令・ガイドライン (制定/発効年)		・連邦規則集(CFR) 47 電気通信, FCC 規則 Part1- § 1.1307(b), § 1.1310, Part2- § 2.1091, § 2.1093 (1996年)	・ガイドライン:安全規定 6:無 線周波電磁界のばく露制限 (1991年, 1999年改定) ・周波数管理・電気通信政策 文書(1995年以降) ・労働法第2部 10.26 (1985 年, 1996年修正)	・放射線防護法(592/91) ・非電離放射線ばく露制限 の決議(1474/91):100kHz~ 300 GHz ・一般公衆の非電離放射線 ばく露制限の政令 (294/2002)	・電磁界の公衆ばく露制限の一 般勧告(SSI FS 2002:3) ・マイクロ波乾燥の規則(SSI FS 1995:3, 修正 2005:3) ・高周波電磁界の政令(職業ばく 露)(AFS1987:2)	・無線機器と電気通信端末 機器の EEA 要求事項の規則 (2000.6 の 628 号) ・放射線の防護と使用の法令 (2000.5.12 の 36 号) ・放射線の防護と使用の規則 (2003.11.23 の 1362 号)	・無線機器および電気通信 端末機器と電磁問題の法 令(2000.4.5 の 232 号) ・無線機器および電気通信 端末機器と電磁問題の政 令(2001.9.10 の 791 号)
周波数 範囲	公衆ばく露	300kHz~100GHz	3kHz~300GHz	0Hz~300GHz	0~300GHz マイクロ波乾燥:10MHz~ 150GHz	0Hz~300GHz	0Hz~300GHz
	職業ばく露	300kHz~100GHz	3kHz~300GHz	100kHz~300 GHz	3MHz~300GHz	0Hz~300GHz	勧告(0~300GHz)
公衆ばく露 SAR	全身平均	0.08 W/kg	0.08 W/kg	0.08 W/kg	0.08 W/kg	0.08 W/kg	0.08 W/kg
	頭部・胴体 の局所最大	1.6W/kg(1g 平均)	1.6W/kg(1g 平均)	2 W/kg(10g 平均)	2 W/kg(10g 平均)	2 W/kg(10g 平均)	2 W/kg(10g 平均)
公衆ばく露 規制値 ()内: 換算値	基地局 900MHz	(47.6V/m), 600μW/cm ²	47.6V/m, 600μW/cm ²	41V/m, 450μW/cm ²	41V/m, 450μW/cm ²	41V/m, 450μW/cm ²	41V/m, 450μW/cm ²
	基地局 1800MHz	(61.4 V/m), 1000μW/cm ²	61.4 V/m, 1000μW/cm ²	58V/m, 900μW/cm ²	58 V/m, 900μW/cm ²	58 V/m, 900μW/cm ²	58 V/m, 900μW/cm ²
市民への情報公開		・FCC、FDA のウェブサイト で電磁界を解説	・ウェブで安全規定 6 の FAQ 冊子、各種情報を提供	・電磁界のリスクと安全性に 関する情報が発表されてい る	・ウェブや冊子で「携帯電話通信 システムからの放射」を公開(6 監 督機関共同)	・放射線防護機関のウェブサ イトで電磁界と携帯電話に関 する情報(ノルウェー語)を提 供	・RF 放射アンテナ(携帯電 話基地局や TV ラジオ放送 塔)のデータベースをインタ ーネット公開
備考		・FCC の SAR 値の根拠であ る IEEE 規格は 2006 年 4 月 に改定されたが、FCC の SAR 値は未改定	・安全規定 6 は勧告であるが、 法的文書・規則に引用され、 法的に強制化されている	—	・公衆ばく露のマイクロ波乾燥の 規則(法的規制)は、北欧特有の 規制	・EEA 協定に沿う規則 628 号 により、携帯電話の基地局と 端末機は ICNIRP ガイドライン 準拠が強制化されている	・法令と政令により、携帯電 話の基地局と端末機は ICNIRP ガイドライン準拠が 強制化されている

(注)EU 加盟国と EFTA 加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイス)では、EU 指令 1999/5/EC と欧州規格への適合宣言が携帯電話の端末機(SAR 2W/kg 適合)と基地局の製造業者(または関係業者)に要求される。